

第 122 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

	参議院議員	藤谷 光信
	同	木村 仁
同 行	国際会議課長	鈴木 千明
会議要員	国際会議課	富士 由將
同	同	薬師寺聖一

第 122 回 I P U 会議は、2010 年 3 月 27 日 (土) から 4 月 1 日 (木) までの 6 日間、バンコク (タイ王国) のバンコク会議センターにおいて、124 の加盟国・地域、4 の準加盟員 (国際議会) 及び 39 のオブザーバー等 (国際機関等) から 1,248 名 (うち、議員 621 名) が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 3 名、同事務局職員及び同時通訳員と共に、日本国会代表団を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、本会議、常設委員会及び評議員会等の概要を報告する。

1 . 開会式

開会式は 3 月 27 日、マハー・チャクラー・シリントーン・タイ王女殿下臨席の下開催された。式においては、チャイ・チットヨープ同国下院議長、プラソップスック・ブンデート同国上院議長、トライロン・スワンナキーラー同国副首相、スパチャイ・パニチャパック国連貿易開発会議事務局長 (潘基文国連事務総長の代理) 及びテオベン・グリラブ I P U 議長からのあいさつの後、シリントーン王女殿下より今次会議の開会が宣言された。

2 . 本会議

本会議は 3 月 28 日、29 日、31 日及び 4 月 1 日に開催され、以下の議題について審議が行われた。

(1) 第 122 回会議の議長の選挙

3 月 28 日、チャイ・チットヨープ・タイ下院議長が今次 I P U 会議の議長に選任された。

(2) 緊急追加議題

キューバ、フランス、タイ、ウガンダ、英国及びウルグアイからハイチ及びチリにおける地震被害について、パレスチナ (アラブ・グループ代表) 及びイランからパレスチナ問題について、それぞれ緊急追加議題案が提出された。

両議題案が投票に付されたところ、前者は、賛成 888 票、反対 233 票、棄権 66 票を獲得し、後者は、賛成 466 票、反対 310 票、棄権 411 票を獲得した。なお、日本国会代表団は、前者に賛成 20 票を、後者に賛成 13 票及び反対 7 票を投じた。

この結果、緊急追加議題として、ハイチ及びチリにおける地震被害（題名：壊滅的な大災害後のハイチ及びチリの人々に対する国際社会の連帯強化における議会の役割並びにすべての災害多発国で求められる災害リスクの評価、予防及び軽減の改善に向けた緊急の行動）が採択された。

3月29日及び30日、ベラルーシ、キューバ、フランス、オランダ、ウガンダ及び英国の6か国の代表で構成される起草委員会が開催され、右議題に関する決議案の審議が行われたところ、ハイチ及びチリへの復興支援、災害リスク軽減等のための施策の推進、防災計画の再検討及び国民の防災意識向上のための取組を各国に求めること等を内容とする決議案が策定された。

4月1日、最終本会議において、起草委員会により起草された決議案が提出された。同決議案は全会一致をもって採択された。

（3）「政治的和解と良い統治の中心にある議会」を全体テーマとした世界の政治、経済及び社会情勢に関する一般討議

一般討議は、3月28日、29日及び31日の3日間にわたり行われ、藤谷議員を含む103名の各国議員が発言した。

藤谷議員は、同29日の右討議において、紛争の収束に向けて当事者が許し合うことの必要性に言及しつつ、各国議会及びI P Uが取り組むべき課題として、普遍的価値の実現、良い統治のための新興民主主義国への支援及び関連問題に対するI P Uのフォローアップの3点を指摘した。

（4）組織犯罪、特に麻薬の不正取引、武器の不正売買、人身取引及び越境テロとの国際的な闘いにおける協力及び共有された責任

4月1日の最終本会議において、平和及び安全保障委員会（第1委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対して、国連組織犯罪防止条約等の批准及び履行、不正薬物対策の発展に向けた協力、越境貨物の管理の厳格化、通常兵器の輸出入や移転に関する国際的な法的文書の策定及びテロ対策における国際法の遵守等に係る取組を要請するほか、各国によるテロ行為の防止及び同行為の速やかな処罰を求め、また、I P Uに対し、各国の人身取引対策の評価及び資金洗浄対策に関する国際協力の推進等を要請する内容となっている。

(5) ミレニアム開発目標の達成促進のための南南協力及び三角協力の推進に際しての議会の役割

4月1日の最終本会議において、持続可能な開発、金融及び貿易委員会（第2委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、開発援助に係る先進国の公約遵守を求めるほか、各国議会に対し、南南協力及び三角協力（以下、「南南協力等」という。）への支援や監視の強化及び最後発開発国の産品への市場アクセスの供与等に係る取組を要請し、また、途上国議会に対し、開発資金の有効活用、南南協力に係る良き実務慣行の発展及び地域開発金融機関の資本再構成等を求める内容となっている。

(6) 民主政治プロセスへの若者の参加

4月1日の最終本会議において、民主主義及び人権委員会（第3委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、若者の民主的な政策決定過程への参加を促進するための各般の取組、国連世界青少年行動計画に従った政策の立案、児童の権利条約上の義務履行及び教育や職業訓練への若い女性の平等なアクセスの確保等を要請するほか、若者の議会参加の拡大に向け、被選挙権年齢を引き下げ、被選挙年齢と選挙権年齢の下限を同一とすることを求める内容となっている。

(7) 第124回IPU会議の議題の採択と報告委員の指名

4月1日の最終本会議において、3つの常設委員会より上程された第124回IPU会議の議題及び共同報告委員に係る提案がすべて承認された。承認された議題は、以下のとおりである。

- ・選挙における暴力行為の防止、選挙監視の改善及び円滑な政権移行の確保を目的とした健全な立法枠組みの提供（第1委員会所管）
- ・天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理を通じた持続可能な開発の確保における議会の役割（第2委員会所管）
- ・政党及び選挙運動の資金に関する透明性及び説明責任（第3委員会所管）

3．持続可能な開発、金融及び貿易委員会

持続可能な開発、金融及び貿易委員会（マルタン・ラランデュ委員長（フランス））は、3月29日及び31日に開催され、2（5）の議題について審議が行われた。同委員会には木村議員が出席した。

3月29日、1回目の委員会全体会合において、まず共同報告委員のドウ・ドネア議員（ベルギー）及びルビンダ議員（ザンビア）が作成した関連報告書及び決議草案について概要報告が行われた。

次に討議に移り、木村議員を始め 38 名の各国議員が発言した。

木村議員は、南南協力等に関して、被援助国による自助努力やグッド・ガバナンスの維持・強化の必要性を強調するとともに、持続可能な開発を確保するよう、気候変動対策を始め環境保護に取り組むことの重要性を指摘した。

同日、アルジェリア、オーストラリア、ベルギー、カンボジア、インドネシア、メキシコ、スーダン、ウルグアイ及びザンビアの 9 か国の代表から成る起草委員会の設置が決定された。同委員会は、翌 30 日に起草作業を行い、本会議に上程する決議案を策定した。なお、南南協力において、被支援国の天然資源獲得のために当該国の民主的統治体制のせい弱性を軽視する事例が見られることを強く懸念する日本国会代表団の主張が、決議案の一パラグラフとして挿入された。

3 月 31 日、再び委員会全体会合が開催された。まず、起草委員会が策定した決議案が審議され、本会議に提出することが決定された。

続いて、第 124 回 I P U 会議の議題案（第 2 委員会所管分）が審議され、「天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理を通じた持続可能な開発の確保における議会の役割」とすることが承認された。

4 . 第 186 回評議員会

第 186 回評議員会は、3 月 28 日及び 4 月 1 日に開催された。審議の主な内容は、以下のとおりである。

(1) I P U 加盟資格

ジブチ、ギニアビサウ及びマラウイの再加盟申請並びにセーシェルの加盟申請等が承認された。その結果、I P U 加盟国・地域数は 155 となった。

(2) 2009 年度 I P U 決算

2009 年度 I P U 財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度 I P U 決算が承認された。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第 123 回 I P U 会議（2010 年 10 月 4 日～ 6 日、スイス、ジュネーブ）
- ・W T O に関する議員会議・年次会合（2010 年後半、開催地未定）

5 . その他

参議院代表団は、各会議の合間を縫って、ドイツ、イラン、フランス、米国、キューバ、英国、イタリア及びロシアの各代表団等と懇談の機会を持ち、相互

理解及び友好親善の促進に努めた。

また、タッサナー・タイ上院第二副議長及びソンサック・タイ・日本友好議員連盟会長等により日本国会代表団との懇談会が催され、日本・タイ両国の議会間交流をさらに深める機会となったほか、懇談の際、タッサナー副議長より、参議院による昨年プラソップスック・タイ上院議長の公式招待に対して深い謝意が示された。

第 122 回 I P U 会議採択決議

組織犯罪、特に麻薬の不正取引、武器の不正売買、人身取引及び越境テロ
との闘いにおける協力及び共有された責任
(平和及び安全保障に関する第 1 委員会)
(2010 年 4 月 1 日(木) 本会議にてコンセンサス*により採択)

第 122 回 I P U 会議は、

- (1) グローバル化は、多くの好ましい進歩、国家間の相互依存及び国境の開放を促進する一方で、同時に、好ましくない影響、すなわち国際的な組織犯罪、特に麻薬の不正取引、武器の不正取引、人身取引、越境テロ及びマネーロンダリングを容易にしているという影響をもたらしており、関連する国際法及び国内法の履行を必要としているという事実を認識し、
- (2) 2010 年は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の採択から 10 周年にあたることを想起し、
- (3) 2008 年 12 月 18 日の国連総会決議 63/194(人身取引対策に係る連携の強化)及び 2009 年 6 月 17 日の人権理事会決議 11/3(人身取引(特に女性及び子ども))を想起し、
- (4) また、第 118 回 I P U 会議(2008 年、ケープタウン)において採択された、「国家の安全保障、人間の安全保障及び個人の自由における比較衡量並びに民主主義に対する脅威の回避に際しての議会の役割」に関する決議を想起し、
- (5) I P U の第 108 回会議(2003 年、サンティアゴ)、第 111 回会議(2004 年、ジュネーブ)、第 115 回会議(2006 年、ジュネーブ)及び第 116 回会議(2007 年、パリ)において採択された、テロとの闘いに関する諸決議を想起し、
- (6) 麻薬の不正取引は世界中に広がる主要な不法行為の一つであること、麻薬の不

* イラン代表団は、「ジェンダー平等」の概念に関連し、本文パラグラフ 8 に対して留保を表明した。

正取引は国際社会に対して深刻な脅威となっていること、また、麻薬の乱用がそれに拍車をかけると、麻薬の不正取引は世界の安定と統合に有害であるばかりでなく、人間の健康並びに家族、共同体及び社会全体の安全に対して悪影響を及ぼし、さらに、様々な国において開発計画及びミレニアム開発目標（MDGs）の達成を妨げていることを認識し、

- (7) 農業生産された麻薬の不正取引に効果的に対処するための対策には耕作地の面積の削減が組み込まれなければならないこと、このためには代替作物の栽培を促すインセンティブ・プログラムの実施が必要であることを確信し、
- (8) 人身取引は世界中の男性、女性及び児童に影響を与える現代版の奴隷制であり人権侵害であること、取引の被害者に対する特定の慣行、否定的な態度及び虐待が存続していること、並びにそうした弱い集団の幸福が世界的な金融と経済の低迷及び新しい国際的な組織犯罪の形態によって更に脅かされていることを認識し、
- (9) 移民の密入国はしばしば組織犯罪ネットワークによって支援されており、不法移民を深刻な危険にさらし人身取引の被害を受けやすくする一方、密入国斡旋業者へ巨大な利益をもたらしていることを認識し、
- (10) 麻薬の不正取引、腐敗及びその他の形態の組織犯罪、すなわち人身取引、武器取引、サイバー犯罪、越境テロ、マネーロンダリング及びテロへの資金供与の間の関連性を認識し、
- (11) 武器の不正取引は、紛争、人々の強制移動、犯罪及びテロの一因となり、それによって世界的な平和、安全及び治安をむしろ脅かすことを考慮し、
- (12) 2009年12月2日の決議64/48において、国連総会が、通常兵器の移譲のための可能な限り高い共通の国際基準に関する法的拘束力のある法的文書を作成するため、武器貿易条約に関する国際会議を2012年に開催することを決定したことを想起し、
- (13) 越境テロという現象は、世界の平和及び安全保障に対する重大な脅威であり続け、また、政治制度、経済の安定及び国家の福祉を危険にさらし続けていることに留意し、
- (14) 法執行機関及び司法機関が、国際的な犯罪組織が発覚と起訴から逃れるために

用いる、インターネット、全地球測位システム（GPS）技術及びその他の地理情報システムのさらなる利用を含む、かつてないほど変化に富んだ手段への対応にあたって直面する重大な課題を認識し、

（15）テロへの資金供与及び越境テロとの闘いのための厳格な立法措置の起草、IPU及び国連薬物犯罪事務所（UNODC）が共同で作成した刊行物「人身取引との闘い：国会議員のためのハンドブック」の中で示された議会による措置の実施などの、国際的な組織犯罪と闘うための議会の共同活動におけるIPU、各国政府、非政府組織及び国際機関の積極的な役割を評価し、

- 1 . 麻薬に関する法律、規制及び追加措置を強化及び調和すること、麻薬に関する国際的な法律文書による国際協力の枠組みの中での麻薬の不正取引と闘うための強力な地域協力を追求すること、並びに法執行当局及び司法当局の技術的能力を増強することへのIPU加盟国議会の強い決意と明確なコミットメントを十分に確認する。
- 2 . 腐敗及び国際的な組織犯罪に対処する法律を強化するというIPU加盟国議会の強い決意を再確認するとともに、いまだ批准ないし加入していない国に対し、優先的な課題として、腐敗の防止に関する国際連合条約並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びその議定書を批准又は加入し、それらの条項を完全に履行するよう要請する。
- 3 . また、麻薬及び組織犯罪に関する法律が、あらゆる側面において国連憲章、国際法及び世界人権宣言に完全に準拠したものになることを確保するという確固たるコミットメントを再確認する。
- 4 . また、麻薬及び向精神薬、とりわけヘロイン、コカインとその派生物、アンフェタミン系覚せい剤（ATS）の違法栽培、生産、製造、販売、乱用、移送、不正取引及び流通、前駆化学物質の転用、調合薬剤及び調合剤の誤使用並びに麻薬に関連した犯罪行為に対して、バランスのとれた、包括的で、持続可能で、ジェンダーの視点を伴ったアプローチで立ち向かう努力を強化するための確固たるコミットメントを再確認する。
- 5 . 国際的、地域的及び二国間のレベルで麻薬の不正取引と闘うためのパートナーシップ及び協力メカニズムを整備及び強化すること、並びにそれらのメカニズムが有効であること及びその目標を達成することを確実にすることに合意する。

6. 麻薬の不正取引との闘い及び国際的な基準に従い法の支配を支持した国内法の策定において最良事例及び経験を共有するための議会の共同活動を強化することを決意する。
7. 農業生産された麻薬が製造及び消費されている国に対し、経済的に可能な条件のもとで関係する農家が代替作物に転換することを奨励するための支援プログラムを策定及び実施するために協力するよう要請する。
8. 議会に対し、女性及び子どもがあらゆる形態の虐待から保護され、法律面、医療面その他の形態の支援を提供されることを確保するため、すべての立法及び行政監視の実践（法律及び予算の策定、執行及び監視を含む。）においてジェンダー平等の視点を主流化するよう奨励する。
9. I P U加盟国議会に対し、国際的な協力及び対策が、組織犯罪との闘いを担当する機関に対する技術的な支援によって改善及び強化されることを確実にするよう要請する。
10. I P U加盟国議会に対し、技術力の進歩により偽造者が正規製品とほとんど区別がつかないような医薬品及び包装を製造することが可能になったことに留意しつつ、違法薬物及び偽造医薬品の生産、乱用、不正取引並びに薬物の不正使用と闘うための取組を発展及び調和させることを目的として、対話と協力を促進するよう要請する。
11. 議会に対し、各国政府に対して国境を通過する貨物の管理を厳格化するよう促すことを要請する。
12. I P U加盟国議会に対し、麻薬の脅威と闘うためのインセンティブとして、かつて違法薬物の生産にあてられていた土地において代替産品開発事業によって栽培又は生産された産品、並びにそのような計画又はその他の麻薬取締り活動に貢献する個人及び民間企業に対する、世界貿易機関の規則及び規制に従った免税その他の措置を支持するよう要請する。
13. I P U加盟国議会に対し、武器の不正取引に対する自国の努力を支持し、適切な場合には、この分野における国内法を強化するよう奨励する。
14. さらに、I P U加盟国議会に対し、既存の地域的及び多国間の武器規制に関する協定において既に確立された武器移転の原則に基づいて、通常兵器の輸入、輸出

及び移転について共通の国際基準を定める、包括的で法的拘束力のある法的文書の策定を支持し、また、策定に参加するよう奨励する。

15. IPUに対し、人身取引と闘うため、人身取引に関する各国法の調和の可能性について真剣に協議し、整合性及び切れ目のない協力を確保するよう要請する。
16. さらに、IPU加盟国議会に対し、国際標準と整合性のとれた、人身取引及びその他の形態の搾取を犯罪化する、防止、保護及び支援手段を含む包括的な作業計画と法律を策定及び施行することにより、人身取引及び児童ポルノを含むその他の形態の搾取との闘いに一層積極的に取り組むよう要請する。
17. IPU加盟国議会に対し、女性及び子どもの特別なニーズを考慮に入れつつ、人々の認識を高め（市民社会との協力強化を通じたものを含む。）人身取引との闘いにおける協力を促進し、貧困、男女の不平等、抑圧、人権保護の欠如、社会的又は経済的機会の欠如などの問題の根本的原因に取り組み、人身取引の被害者及びその家族の人権保護の必要性に対する管轄機関の認識を向上させるよう要請する。
18. 議会に対し、各国政府に対して子どもの出入国管理を厳格化し、養子縁組及び未成年者とともに活動している非政府団体の活動について監督するよう奨励することを要請する。
19. IPU加盟国議会に対し、国連人権高等弁務官事務所による「人権と人身取引について推奨される原則とガイドライン」に基づき、人身取引の防止に関する法律、政策、プログラム及び介入が人権に与える影響について監視するメカニズムを構築することを支持するよう奨励する。
20. また、各国に対し、教育及び訓練に加え、医療・精神上的ケア、社会的・法的支援をも包含するリハビリ・プログラムの設立を通じて人身取引の被害者を保護するよう奨励する。
21. IPUに対し、人身取引との闘いに関する議会の特別委員会の設置、並びに人身取引に対する国内対策の策定及び実施を監視するとともに、関連する行動計画が導入された際にはその実施を監視及び評価する報告委員の任命又はそれに相当するメカニズムについて、加盟国議会に提案と最良事例を提供するよう要請する。
22. IPU加盟国議会に対し、とりわけテロの被害者の人権及び個人のプライバシー権の保護を確保するため、テロと闘うためのすべての措置が自国の国際的な責務、

特に国際人権基準、国際難民法及び国際人道法に沿っていることを確実にするよう強く要請する。

23. I P U加盟国議会に対し、テロはいかなる宗教、国籍又は民族とも結びつけて考えることはできず、また結びつけて考えるべきではないこと、したがって、それらのいかなる要素に基づくプロファイリングも、テロとの闘いに取り組む国家及び国際当局によって用いられるべきではないことを考慮に入れるよう要請する。
24. I P U加盟国議会に対し、マネーロンダリング及びテロ活動への資金供与と闘う目的で、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約に沿って自国の法制度を強化し、また、すべての措置が自国の国際的な責務に沿ったものであることを確実にするよう要請する。
25. 各国に対し、テロに対処するために必要なあらゆる措置をとるよう、特に自国の領土が越境テロ活動に使われることを防止し、自国にいるテロ行為に参加した者及び組織を速やかに処罰することを要請する。
26. 各国に対し、すべての関連する国連決議、条約及び国際協定を遵守し、あらゆる形態のテロの防止、対処及び撲滅のための措置をとるよう要請する。
27. 国連に対し、国際的なコミットメント達成における進展を評価し、新しい形態のテロの影響を分析し、並びに既存の各国法制が実際に国際的な人道基準及び人権基準を満たしているかどうかを判断する目的で、テロとの闘いに関する国際会議を開催することを検討するよう要請する。
28. 腐敗の防止に関する国際連合条約（U N C A C）の幅広い批准を要求するとともに、議会に対し、新たに設立されたU N C A Cの検討メカニズムが効果的に機能するよう支援することを要請する。
29. また、各国議会に対し、腐敗と組織犯罪に対するより一層厳しい処罰を定める法律を制定し、腐敗との闘いを目的として、公的機関において良い統治、説明責任及び透明性の基準を適用するよう強く要請する。
30. I P Uに対し、マネーロンダリングと闘うため、容疑者の身柄引渡しに関する協定、資産の差押え及び没収、社会的制裁、相互の法的支援並びに良い統治という形での、資金の避難所と闘うための国際協力を促進するよう強く要請する。

31. I P U加盟国に対し、公的機関の責任者である職員による国際的な組織犯罪に関連する活動への関与を防止する目的で、彼らの徹底的な評価及び選別に着手するよう要請する。
32. 組織犯罪との闘いにおける国際協力、とりわけ諜報機関及び諜報システム間での国際協力のための、一層増強されたメカニズムを確立するとともに、そのような共同の取組の過程で共有された情報は、それが本来提供された目的のみにおいて、また、各国の特殊性を考慮して利用されるべきであることを確認するよう勧告する。
33. ドナー国である I P U加盟国議会に対し、組織犯罪に対してぜい弱である国における刑事司法制度の向上を目的とした開発協力プログラムを推進するよう要請する。
34. また、人権及び公平な社会経済状況の促進を通じて永続的な解決策を作り上げるために、国際的な組織犯罪との闘いが強化及び活発化されるよう勧告する。
35. 議会人に対し、専門ワークショップや訓練コースにおいて国連薬物犯罪オフィス（UNODC）によって提供される技術サービスや専門知識を利用し、犯罪の防止、国際薬物対策及びテロ対策に関する事案について国連総会へ提起するよう要請する。

第 122 回 I P U 会議採択決議

ミレニアム開発目標の達成促進のための南南協力及び三角協力の推進
に際しての議会の役割
(持続可能な開発、金融及び貿易に関する第 2 委員会)
(2010 年 4 月 1 日 (木) 本会議にてコンセンサス¹により採択)

第 122 回 I P U 会議は、

- (1) グローバル・コミュニティにおける最も脆弱な国家及び部門並びに 2015 年までのミレニアム開発目標 (M D G s) の達成に対する、国際経済及び金融危機による悪影響を深く懸念し、
- (2) 現下の金融及び経済危機が先進国に端を発すること及びすべての国が積極的に参加し国連の支援の下で、幅広い国際的な対話を行うことが、世界の経済的、社会的な回復のために必要であることに留意し、
- (3) 国際通貨基金、世界銀行及び地域開発銀行の予測によると、2009 - 2010 年に、開発途上国、特にアフリカへの対外直接投資及び送金が劇的に減少することを懸念し、
- (4) 国民総生産の 0 . 7 % を途上国向け政府開発援助 (O D A) に充てるという長期目標を満たす必要性を含めた開発向け資金調達増額の増額や、途上国向け債務のより広範かつ大規模な軽減並びに南南協力及び三角協力の追加的、革新的な資金調達源を見つけるために続けられる取組の重要性を強調し、
- (5) O E C D 開発援助委員会 (O E C D - D A C) 加盟国による政府開発援助 (O D A) が、(2007 年の 8.5% の減少の後) 2008 年には実質ベースで 10% 増加したにもかかわらず、2009 年は経済危機により再び減少したことに留意し、
- (6) ミレニアム開発目標第 8 の「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」が、国内的及び国際的なグッドガバナンス、開発及び貧困削減への責

¹ イラン代表団は、前文パラグラフ 24 の「ジェンダーの平等」の概念に関連して、同パラグラフに対して留保を表明した。

任を含む開放的かつ非差別的な貿易・金融制度を必要とすることを想起し、

- (7) 国連事務総長によれば、全 8 つのミレニアム開発目標に向けた重要な進展が達成されてきたが、世界が、特にサブ・サハラ・アフリカにおける責任を履行する方向に進んでいないことに留意し、
- (8) 毎年 12 月 19 日を国連南南協力の日と宣言する途上国間の経済及び技術的協力に関する国連総会決議 58/220 (2003 年 12 月 23 日) を想起し、
- (9) 2003 年 9 月 25 日にニューヨークで開催された第 27 回 G77 年次会合において G77 外相により採択され、また、南南協力の重要性やより一層の妥当性を再び強調する閣僚宣言に留意し、
- (10) 2009 年 4 月 2 日にロンドンで行われた G20 サミット、そして、危機による経済及び社会的影響に対応し、それにより開発途上国の人間開発を強化するために開発途上国に 500 億ドルを支出することなどにより、世界経済を拡大させようとする同サミットの意欲に留意し、
- (11) 関連する I P U 決議、特に第 92 回 I P U 会議 (コペンハーゲン、1994 年) で採択された「社会的・経済的発展の支援及び貧困と闘うための取組の支援に向けた国際協調及び国内における活動」、第 104 回 I P U 会議 (ジャカルタ、2000 年) での「開発のための資金調達及び貧困撲滅を目指す経済社会開発の新たな理論的枠組み」、第 107 回 I P U 会議 (マラケシュ、2002 年) での「グローバル化、多国間機構及び国際通商協定における政策展開で果たすべき議会の役割」、第 112 回 I P U 会議 (マニラ、2005 年) での「債務問題に取り組み、ミレニアム開発目標を達成するための革新的な国際的資金調達及び貿易メカニズムの確立のための議会の役割」、第 115 回 I P U 会議 (ジュネーブ、2006 年) での「ミレニアム開発目標、とりわけ債務問題及び貧困、汚職の撲滅に関する目標の達成の監視に当たっての議会の役割」、第 118 回 I P U 会議 (ケープタウン、2008 年) での「海外援助に関する国家政策の議会監視」及び第 120 回 I P U 会議 (アディスアベバ、2009 年) での「国際的な経済金融危機が国際社会の最も脆弱な部門、特にアフリカに与える社会的及び政治的影響の軽減に際しての議会の役割」を想起し、
- (12) 気候変動が、貧困削減に向けた進展の多くを無にする危険性があり、加えて、経済危機の負の影響を助長することを深く懸念し、

- (13) 国際的な開発協力における議会の重要な役割を評価する第11回国連貿易開発会議（UNCTAD）総会の成果文書を歓迎し、
- (14) 国連事務総長のレポート「南南協力の現状」（2007年8月23日及び2009年8月24日）及び「開発のための南南協力の促進：30年間の展望」（2009年10月27日）を想起し、
- (15) 2009年12月1日～3日にかけてナイロビで開催された南南協力に関する国連ハイレベル委員会の成果文書が、南南協力を発展させ、より効率的にするために議会が果たすことができ、果たすべき積極的な役割に言及しなかったことを考慮し、
- (16) 経済開発、社会の進展及び環境保護は相互依存の関係にあり、相互に目標を強化するものであることを考慮すると、グローバル化した世界では、南南協力及び三角協力は、開発途上国が持続可能な成長を達成する上でかつてなく重要となっていることを強調し、
- (17) バングラデシュをはじめ多くの国に広範な社会変革をもたらしたマイクロクレジットのように、南側諸国には、発展に向けた主要な挑戦を通じて学んだ多数の成功談、ベスト・プラクティス及び教訓があることを想起し、
- (18) 南南協力には長い歴史（UNDP南南協力特別ユニットは1970年代後半創設）と、開発途上国における不可欠な役割を有していることを認識し、
- (19) 国連諸機関は、その各分野での地位、中立性及び政治的独立性ゆえに、南南協力の促進、支援及び強化に不可欠な役割を果たすことを確信し、
- (20) モントレー合意に述べられているように、開発のための資金調達には、開発援助及び債務救済だけでなく、国内財源からの融資、公正な貿易、外国投資及び送金といった、相互補完的で利用可能なあらゆる財源を活用することであることを想起し、
- (21) 南側の援助国からのODAフロー量の増加に留意するとともに、これらの資金調達に関するアクセス可能で包括的な情報が欠如していることを注視し、
- (22) 南側諸国間の援助その他の協力のフローに関する情報を収集する方法論とともに、南南協力を強化しうる基準、ルール及び規制上の枠組が必要であるこ

とを考慮し、

- (23) 民間部門、市民社会の関係者及び個人が、南南協力において新しく力強い役割を担っていることに留意し、
- (24) 国際的に合意された開発目標は、ジェンダーの平等及び女性の地位向上の進捗なくしては達成不可能であることを強調し、
- (25) 女性が、その地位を改善し、主要な経済、社会、環境及び政治的問題に対処するため、南側諸国間の非政府ネットワーク構築に関して積極的であり、かつ成功していることを強調し、
- (26) 南南協力の課題が、経済及び技術協力のみならず、グッドガバナンス、保険・疾病管理、環境問題及び国際的な安全保障上の脅威を含むまでに大きく拡大してきたことに留意し、
- (27) 南南協力の枠組みにおける能力開発計画が、ミレニアム開発目標の達成に大きく寄与してきたことに留意し、
- (28) 天然資源を獲得するために、被援助国の民主的ガバナンスのせい弱性を軽視する援助国があることを強く懸念し、
- (29) また、OECDに加盟する援助国が、後発開発途上国に開発援助を提供するため、中所得の開発途上国と提携してきたことに留意し、
- (30) 三角開発協力の基礎となる根拠は、未だ開発途上国である南側の援助供与国が、よりよい地位にあり、他の開発途上国の受容や問題に応えるための類似の経験を有していることであることを考慮し、
- (31) 三角開発協力の計画は、より費用効率性が高くなりうることを強調し、
- (32) 地域統合は、共通の協約に基づいて、隣国とを隔てる政治的、物理的、経済的及び社会的障壁を克服し得るとともに、経済成長、地域の貿易・投資の拡大、共有資源、地域的公共財及び気候変動の管理並びに災害予防に資する協力を促進し得る極めて重要なプロセスであることを考慮し、
- (33) この点に関連して、地域的及び準地域的機関が紛争予防、平和維持及び平和構

築活動において重要な役割を果たしているとともに、国際平和及び安全保障の促進に関して国連の重要なパートナーであることを強調し、

(34) また、開発途上国間の地域統合とともに、南南諸国間の協力及び統合は、南北協力にとって大いに補完的なものであることを強調し、

(35) アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)、アジア・アフリカ新戦略的パートナーシップ (NAASP)、または、太平洋プランのような地域イニシアティブは、開発、民主主義、グッドガバナンス及び安全保障の課題に対応する上での地域協力を一層強化しうることを考慮し、

(36) すべての統合戦略を固有の関心や状況に順応させる必要があるがゆえに、どのような単一の地域統合モデルを定めることは不可能であるものの、それでも、統合プロセスを阻害又は促進する一般的な要因は認識されうることを認識し、

1. 南側及び北側北諸国の議会及び政府に対し、ミレニアム開発目標達成のための重要なツールとして南南協力及び三角協力を支援し、発展させるよう要求する。
2. 南側及び北側諸国の議会及び政府に対し、南南協力の施策をミレニアム開発目標と協調させるよう要請する。
3. 南側諸国の議会及び政府に対し、ミレニアム開発目標関連の計画及び分野向けの資金が、当該計画のために実効的に用いられるように留意するよう強く要請する。
4. 南側諸国の議会及び政府に対し、一連の南側諸国サミットの成果を実行するよう要請する。
5. 南側諸国の議会及び政府に対し、ミレニアム開発目標の達成を促進する南南協力の取組への支援にかかる立法上又はその他の方法でのイニシアティブも要請する。
6. 南南プロジェクト及びイニシアティブに十分な資金を確保するため、援助国の議会及び政府が、伝統的な二国間及び多国間の援助に加え、国連南南協力基金に寄付ことを勧告する。
7. 各国議会に対し、南南協力を促進し、より効率的にするという点において議会が果たさなければならない重要な役割について、将来の南南協力に関する国連文書

に適切な言及がなされることを確保するよう自国政府に求めることを強く要求する。

8. 国連に対し、他の国際機関と協働し、また、開発のための南南協力及び三角協力を支持する国際社会による公約の進捗がミレニアム開発目標の達成につながることを確保しつつ、公約の進捗の監視、議論及び評価を行うための効果的なメカニズムを創設するよう要求する。
9. 国連及び国連開発計画（UNDP）、国連貿易開発会議（UNCTAD）といったその専門機関に対し、特に国連内で、南南協力を扱う機関、イニシアティブ及びガイドラインのよりよい協調を図り、また、合理化を行うことにより、南南協力の効率性及び有効性を高めるよう要請する。
10. 北側諸国の議会及び政府に対し、開発援助の大部分が南南協力及び三角協力を促進する役割を果たすことを確保するよう要請する。
11. 北側諸国の議会に対し、政府開発援助（ODA）の大部分を、費用対効果が高く、成功した南側援助国がその経験及びベストプラクティスを共有することを可能とする三角協力メカニズムに割り当てることを自国政府に要求するよう勧告する。
12. 南側援助国の議会及び政府に対し、とりわけ援助効果に関するパリ宣言及びアクラ行動計画を考慮しつつ、南南ODA及び南南協力に関するグッド・プラクティスを発展させるよう強く要請する。
13. 南側援助国の政府に対し、受益国の需要を十分考慮し、また、受益国の開発戦略に沿った形の援助を支持し、ひも付き援助を放棄するよう要請する。
14. 援助国及び被援助国の議会及び政府に対し、南北間及び南南間双方のODAフローをはじめ、現物による支援、共有された自然資源及び知的資源を含むその他の形態の協力についての一貫した透明性のある経理を導入するよう要請する。
15. 北側及び南側諸国の議会に対し、南南協力及び三角協力の活動に対する監視を増加させるよう要請する。
16. 南側諸国の議会に対し、ミレニアム開発目標に特に関係する開発計画や地域・準地域の合意について、政府の履行状況を監視する枠組みを強化するよう要求す

る。

17. 南側諸国の議会及び政府に対し、ミレニアム開発目標の達成の加速のため、どのようにして南南アプローチが開発問題に適用することが可能か、また、どのようにすれば、いくつかの開発途上国で成功した貧困削減に関する政策及び計画を他においても再現できるかという点について分析するよう要請する。
18. 南側諸国の議会及び政府に対し、重要な追加的貿易フローを生み出す潜在力を持つ、「途上国間の貿易特惠に関する包括的システム」(GSTP)のサンパウロラウンド交渉を妥結することもよう要請する。
19. 然るべき立場の南北諸国の議会及び政府に対し、現在(注:最貧国の輸出品に対する無税・無枠措置の例外である)タリフライン除外(武器は例外)とされている3%のタリフラインを含め、すべての最後発開発途上国からのあらゆる産品に対する無税・無枠の市場へのアクセス供与を遵守するよう要求する。
20. 南側諸国の議会及び政府に対し、南南協力、貿易フロー及び直接投資の分野での開発途上国の行動を調整するため、南南協力貿易フロー及び直接投資に関する開発途上国間の意見交換のための基盤を改善するよう要請する。
21. 北側諸国の議会及び政府に対して、南南協力の強化のために利用可能な貿易援助の創設を要請する。
22. 北側諸国の議会に対し、ブレトンウッズ機関や地域開発銀行のような多国間機関に、南側諸国間の貿易及び投資を促進する計画の実行を発展させることを要請するよう各々の政府に奨励することを要請する。
23. 南側諸国の議会及び政府に対し、取引コストを削減し、法的安全性を向上させることにより、安全で安定した投資環境を確保し、それによって、南南投資及び技術移転を積極的に促進するよう奨励する。
24. 各国議会に対して、女性の地位を改善し、また、経済、社会、環境及び政治の面での主な懸案事項に対処するために女性により創設された南側諸国間の非政府ネットワークを積極的に支援するよう要請する。
25. 南北双方の諸国の議会に対し、ミレニアム開発目標の達成に要求される地域間の統合及び協力を確立するため、地域組織の議会機構に対する支援を進展させるよ

う要求する。

26. 各国の議会及び政府に対し、地域開発基金の設立又は発展を支援するため、南側諸国の地域開発銀行の資本構成を改めるよう要請する。
27. 南側諸国の議会及び政府に対し、水資源、国境をまたぐ森林地帯又は自然保護区等の自然資源並びに、国境をまたぐエネルギー資源を含む地域的公共財や疾病をより効果的に管理するため、南南諸国間の地域協力を発展させることも要請する。
28. 南側の地域及び国の議会に対し、各国政府が南南協力メカニズムを通じてミレニアム開発目標を達成するための努力に責任を負い続けるよう要請するとともに、この点に関して当該議会の監視能力を強化するよう要求する。
29. 地域及び準地域議会に対し、南南協力及び三角協力の戦略及びイニシアティブに関する情報及びベスト・プラクティスの交換を促進し、また、迅速に開始することも奨励するとともに、各国政府に対し、各国議会及び国連システムと協力してこのような情報交換を支援するよう要請する。
30. 北側援助国の議会に対し、南南協力及び三角協力の実現に向けた予測可能な支援の流れの重要性に留意しつつ、経済危機に関わらず、自国政府がODAの公約を遵守することを確保するよう強く要請する。
31. 各国議会に対し、国連南南協力ハイレベル委員会の勧告を履行するため、政府の活動や本決議の履行について監視を行うよう強く要請する。

第 122 回 I P U 会議採択決議

民主政治プロセスへの若者の参加

(民主主義及び人権に関する第 3 委員会)

(2010 年 4 月 1 日(木) 本会議にてコンセンサス*により採択)

第 122 回 I P U 会議は、

- (1) 世界人権宣言 (1948 年) に明記された無差別の原則に従い、年齢に基づく差別を含むあらゆる形態の差別を防止し闘う必要性を強調し、
- (2) 2003 年、2005 年及び 2007 年の国連世界青少年報告書に留意し、
- (3) また、2005 年 12 月 6 日の国連総会決議 60/ 2 (若者を関与させる政策及びプログラム)、2007 年 12 月 18 日の国連総会決議 62/126 (若者を関与させる政策及びプログラム : 世界経済における若者 - 社会経済発展への若者の参加の促進) 並びに 2009 年 12 月 18 日の国連総会決議 64/134 (2010 年を国際青年年とする宣言 : 対話と相互理解) に留意し、
- (4) 子どもと若者には自己の意見を形成する能力があり、自らに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利が確保されるべきであること、また、そうした意見は児童の権利に関する条約 (1989 年) 第 12 条に明記されているように各自の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるべきであることを認識し、
- (5) また、国連世界青少年行動計画の実施及びミレニアム開発目標の達成のためには、若者及び若者主導の組織の完全かつ効果的な参加が必要であることを認識し、
- (6) 意味のある民主主義を達成するためには、地方、国家、地域及び国際の各レベルにおける民主的プロセスへの若者及び若者の組織の完全かつ積極的な参加が必要であることを宣言し、

* インド代表団は、本文パラグラフ 14 に対して反対を表明した。

- (7) 人権及び民主主義に対する若者の意識及びコミットメントの強化、多様性を尊重した精神にのっとり異文化間の対話と理解の促進、並びにあらゆる形態の差別及び民主主義の弱体化を目的としたすべての行為との闘いの重要性を強調するとともに、社会の統合に対する若者の貢献、特に、排除と闘い若者にとりわけ影響を与える害悪を防ぐための活動の重要性を考慮し、
- (8) 若者の参加が積極的なシティズンシップを促進し、それが民主主義を強化し政治課題に新たな問題を載せるための機会として考慮されるべきであることに留意し、
- (9) 地方経済、地域経済及び世界経済並びに社会経済発展への若者の参加が、貧困及び飢餓の撲滅並びに社会的に受容不能なかつ / 又は逸脱した行為に対して与える肯定的な影響を認識し、
- (10) また、今日の若者はグローバルな発展に参加しそこから利益を得る上でこれまでにない良い位置にいる一方で、多くの若者がグローバル化のもたらす機会から依然として取り残され、隔離され又は排除されていることを認識し、
- (11) 公の意思決定プロセスへの若者の関与が市民参加、教育、統治に関する学習のための重要な機会を提供し、それによって若者の社会的責任を強化し、彼らのコミュニケーション能力、交渉能力、平和的手段による紛争解決能力及び批判的思考を発達させることを強調し、
- (12) 社会の構築に対する若者の貢献を特に若者に関係するすべての領域において最大化すること、新しい形態の若者の参加及び組織を奨励すること、並びに若者が責任を担うことができるよう訓練することを目指し、
- (13) 民主的シティズンシップのための若者の能力強化において公的な正規の学校教育と正規の学校以外で行われる学習の双方が果たす決定的に重要な役割をあらためて表明するとともに、非定型的な学習の重要性を認識し、
- (14) 若者と地方・国家当局との間の真の対話とパートナーシップのための条件を創出することの重要性を強調し、
- (15) 若者の議会、全国・地方の若者評議会又はそれらに相当する諸機関を、若者と議会、政府、地方自治体その他の意思決定機関との間の協力及び情報交換の効果的なチャネルとして認識し、

- (16) 世代間の連帯及び対話の重要性に留意し、
- (17) 参加型民主主義の将来にとっての真の脅威である、投票や政党加盟を含む公的な政治活動に対する若者の関心の低下、政治家と政党に対する幻滅を深く懸念し、
- (18) 若者は自らの政治的コミュニティに深い関心を持っており、多くの場合、オンライン上の活動、不買運動/積極的購入運動及び第3セクターのイニシアチブといった非公式な政治活動に積極的に参加していることを認識し、
- (19) 国内避難民である若者や障害を持つ若者のニーズと大志を考慮し、
1. すべての国に対し、若者の組織と協議の上、総体的かつ統合的な国レベルでの若者政策を立案するため、国連世界青少年行動計画に従い適切な手段をとるよう要請する。
 2. 各国議会に対し、いまだ設置していない場合には、議会活動において若者に関する問題を主流化することを委ねられた特別な機関を設置するよう要請する。
 3. 各国議会に対し、自由にかついかなる形態の差別も受けることなく意見を聞かれ自己の意見を表明することができる子どもの権利に対する尊重を確保するため、児童の権利に関する条約の下での各国政府の義務の履行を監視するよう強く要請する。
 4. 各国議会に対し、男女双方に同等の機会が与えられる、すべての者に平等な基礎レベルの教育を提供することにより、民主政治プロセスへの若者の参加のために必要な基盤を構築するよう要請する。
 5. 各国、各国議会、国会議員、政党、I P U及び若者の組織に対し、若者のイニシアチブ、積極性及び創造性をすべての分野において奨励・促進し、それらがよりはっきりと目に見えるものにするよう要請する。
 6. I P U、各国議会、各国及び非政府組織に対し、若者への投資を拡大し、強力なパートナーシップ及び財政支援を通じて並びに若者の参加を政治課題において高く位置づけることによって議会制民主主義に対する若者主導の貢献を奨励するよう要請する。

7. また、I P U、各国議会、若者の組織その他利害関係者に対し、少女及び若い男女はすべて同じ権利を享受することができることに留意しつつ、意思決定機関における若者の適切な代表及び参加の実現を目的とした努力を強化するよう要請する。
8. 各国及び各国議会に対し、若者の意思決定への参加を促進する取組の一環として、国連総会その他の関連する国連の会議への各国代表団に、若者の代表が含まれることを確保するよう要請する。
9. I P U、各国議会及び各国に対し、集中的に取り組もうとする若者の参加のための活動方針を特定し、その実施のための具体的な手段及び/又は行動計画を定め、これらの計画を自治体、若者の組織及び若者とともに推進し、可能な限りの実施を確保するために自治体と緊密に協力するよう要請する。
10. 各国議会に対し、障害を持つ若者並びに社会的及び経済的に恵まれない状態にある若者へ、社会に十分に参加する機会が等しく提供されることを確保するよう要請する。
11. I P U及び各国議会に対し、参加メカニズムのための指針又は双方向型の政策決定フォーラムを含めた、しかしそれらに限ることなく、民主政治プロセスに対する若者の知識と参加を促進するための手段を開発するよう奨励する。
12. 各国議会に対し、若者への情報提供を行いかつ民主政治プロセスに関する情報へのアクセスを増大させるために最新の情報通信技術（I C T）を用いることによって、政治プロセスに対する若者の認識及び参加を促進するよう要請する。
13. 各国議会に対し、人間の尊厳、自由、民主主義、平等という諸価値を尊重しつつ、議会その他代表機関への若者の参加を促進するための実際的な手段（例えば、若者を対象としたクォータ制導入の可能性）を開発するよう要請する。
14. 議会への若者の更なる参加の拡大を確保するため、各国議会が選挙権年齢の下限と被選挙権年齢の下限をそろえることを勧告する。
15. 各国、各国議会、国会議員、政党、I P U及び若者の組織に対し、ロールモデルを育成し、仕事と家庭生活のより良い調和を促進するための手段をとることによって、少女及び若い女性の更なる参加の拡大を促進するよう強く要請する。

16. 各国、各国議会、国会議員、政党、I P U及び若者の組織に対し、いわゆる「大人の組織」及び管理機関、特に企画立案の責任を有する機関を若者の代表に開放し、補完性と共同意思決定の精神にのっとりこれらの機関と若者との間の関係を構築するよう要請する。
17. 各国、各国議会、国会議員、政党、I P U及び若者の組織に対し、政党並びに地方、国家及び地域レベルの選挙への若者のより一層の参加を強化するため、的を絞った行動をとるよう要請する。
18. 各国議会に対し、強力な若者の議会、若者評議会又はこれらに相当する機関を結成しまた既存の機関を強化するため、政治的・財政的支援、とりわけ適切な運営予算を提供し、それによってより多くの若者が意思決定や社会形成に積極的にかわるための更なる機会を提供するよう要請する。
19. 各国に対し、民主主義及び市民教育に関する指導を、学校の必修科目の一部とするよう強く要請する。
20. 各国に対し、若者の民主的参加のために必要な技能の習得の促進を目的としたプログラムを含む、公的な正規の学校教育と正規の学校以外で行われる学習のための、十分な資金提供を確保するよう奨励する。
21. 各国に対し、学生の参加、イニシアチブ及び創造性を、指導、学習その他の学校活動における貴重な財産として促進し、教育システムを通じて積極的なシティズンシップを刺激するよう要請する。
22. また、各国に対し、学生が意思決定における貴重な直接的経験を得ることができる学生評議会を結成するのに必要なすべての条件を創出するよう要請する。
23. 各国に対し、教師及び子どもや若者を相手に働くその他の者を対象とした若者の参加に関する特別な研修を確保し、若者の参加の分野におけるベストプラクティスを実施するよう奨励する。
24. 各国に対し、社会への完全な参加、特に政治参加への平等な機会を若い女性に提供するため、若い女性に影響を与える社会的、経済的及び文化的障壁を除去するとともに、あらゆるレベルにおいて若い女性の教育と職業訓練への平等なアクセスを確保するよう強く要請する。

25. 各国に対し、ジェンダー問題、民主政治への女性の低参加率の問題及び民主政治への女性の参加を積極的に支援する必要性に関する認識を涵養するために、若い男女を対象としたジェンダーに配慮した必修教育を導入するよう奨励する。
26. 各国に対し、地方、国、国際を問わずあらゆるレベルにおいて若者による奉仕活動やインターンシッププログラムを支援し、これらの活動を通じて得られた技能や知識を認識・評価し、また特に、自発的活動から除外されていると感じている若者の参加を促進するよう奨励する。
27. デジタルツールが必ずしも公的な政治への若者の幻滅を解決する万能薬ではなく若者を民主主義に関与させるために用いることのできる数多くの手段の中の1つとみなされるべきであることを念頭に置きつつICTを通じて公開討論や政策策定への若者の参加を促進する一方で、距離や社会経済的な不利といった障害を克服し、若者がICTを適切に利用するために必要な知識と技能を身につけることを確保するためのICT国家戦略を各国が策定することを勧告する。
28. 各国議会に対し、若者がなじみやすい方法で若者に関連したすべての問題に取り組む一貫性のある包括的な若者の情報戦略を確立・促進し、特別なインターネット上の情報及び若者のための情報センターを開発し、より機会の少ない若者のために情報へのアクセスを容易にするよう要請する。
29. 各国に対し、若者に情報提供を行い、若者の問題に耳を傾け、奉仕活動や参加を求める彼らに助言し奨励するため、省庁その他の政府機関に若者のためのコンタクト・ポイントを設置するよう要請する。
30. 政党に対し、党員における若者の人数を増やし、党活動及び意思決定への若い党員の参加を強化するよう奨励する。
31. 各国議会に対し、政策立案、法案作成及び予算配分に関する討議や政府の責任を追及する議会努力に対する若者の貢献を確保するため、法案作成時の協議プロセスを通じて及び議会公聴会において、若者に影響を与える問題への意味のある参加を促進するよう要請する。
32. IPU及び加盟議会に対し、若者の参加を促進し、政治における若者の存在をより目に見えるものにし、政治課題に若者の視点を反映させるために、若い議会人のコーカスを結成するよう要請する。

33. 議会人及びあらゆるレベルの任命制の公務員に対し、若い議会人及び若い任命制の公務員への最大限の支援を行い、それによって若者がなじみやすくアクセスしやすい環境整備を促進するよう奨励する。
34. I P Uに対し、審議中に若者の意見がI P Uの諸機関と十分に共有されることを確保するため、必要に応じて若者主導の及び若者に焦点を当てた組織と協議するよう要請する。
35. 各国派遣議員団への若手議員の参加を歓迎するとともに、I P U加盟議会に対しI P Uの総会その他の会合に若手議員を体系的に代表団に含めるよう強く要請する。
36. I P U及び加盟議会に対し、若者及び若手議員に関連した包括的なデータベースを作成するため年齢及び性別ごとの若者に特化したデータを継続的に収集し、若者の育成への関心が信頼できる正確なデータによって情報提供されることを確保するとともに民主主義教育及び若者の参加におけるベストプラクティスを開発し、評価し、普及させるため、そのようなデータを広く伝播する手段を考案するよう強く要請する。
37. I P Uに対し、女性の参加を促進するためにこれまでとられてきた手段にならない、若者の参加をその活動に組み込むよう要請する。
38. I P Uに対し、若者の参加の促進及び実施との関連における議会活動の監視、分析、評価、情報交換のためのメカニズムを構築するよう強く要請する。
39. I P Uに対し、国連社会政策開発部（D S P D）の国連青少年プログラム及び国際民主化選挙支援機構（I D E A）との協力の下に実施される、若者に関するプロジェクトを開始するよう奨励する。

別添 4

第 122 回 I P U 会議採択決議

壊滅的な大災害後のハイチ及びチリの人々に対する国際社会の連帯強化における議会の役割並びにすべての災害多発国で求められる災害リスクの評価、予防及び軽減の改善に向けた緊急の行動（緊急追加議題）

（2010年4月1日（木）本会議にて全会一致により採択）

第 122 回 I P U 会議は、

- （ 1 ） 災害及び気候変動が、貧困国及び貧困社会に最も深刻な影響を与えるという証拠が増しており、また、迅速な気候変動への適応のための災害リスクの軽減が、持続可能な開発に向けた戦略的なステップであることを確認し、
- （ 2 ） この数ヶ月において壊滅的な地震が、ハイチの首都、ポルトープランスを襲い、また、別の地震がチリ沿岸部を襲い、両国に多大な被害を与えたことを考慮し、
- （ 3 ） さらに、ハイチの地震で 20 万人超の人命が失われ、これにより、2009 年の同国の G D P の 120% 以上に相当する推定 78 億ドルの損害及び損失（物理的損害：43 億ドル、経済的損失：35 億ドル）が生じたこと、また、チリの地震で、同国の G D P の 15% に相当する推定 15 ~ 30 億ドルの損害及び損失が生じたことを考慮し、
- （ 4 ） また、西半球の最貧国であるハイチが、災害の影響で深刻な食料安全の問題に直面していることを考慮し、
- （ 5 ） 災害の頻度、強さ及び影響力の増加は、人々の生命及び生活並びにミレニアム開発目標の達成に対する重大な脅威であることを確認し、
- （ 6 ） 各国の災害に対する脆弱性により、災害が当該国に及ぼし得る影響も異なるという点に留意し、しかしながら、救援を行う地方レベルの取組を考慮しつつも、災害の影響を受けるすべての人々に国際的な人道支援が行き渡らなければならないことを確信し、
- （ 7 ） 貧困層が災害による死者の大部分を占めること、また、洪水や台風といった危険と、それらの危険に対して無防備かつ脆弱で、対策が不十分な集団や社会と

いう要因が重なり合って、災害が起きていることを認識し、

- (8) 国際社会及び各国政府が、気候変動の緩和に関する議論や交渉を継続しつつ、貧困国及び貧困社会による気候変動への適応を支援するための枠組及び手段を至急構築する必要があることを強調し、
- (9) 第 112 回 I P U 会議 (2005 年、マニラ) において全会一致で採択された自然災害に関する決議にて、防災の取組に関する各国間の協力の更なる強化が提案されたことを想起し、また、2005 年の国連防災世界会議で、168 カ国の政府によって支持された兵庫行動枠組 (2005 年 2015 年) が、災害リスク軽減の実行に向けた土台を構築し、特に、既存及び将来の気候変動政策にリスク軽減策を統合することを促す必要性を確認していることを認識し、
- 1 . 災害に対処するためのハイチ及びチリの両国当局による取組を高く評価するとともに、壊滅的な災害後に両国国民に対して寄せられた多くの連帯を歓迎し、加えて、両国当局によって表明されたニーズ並びにハイチにおいては、国のインフラがほぼ完全に破壊されたという更なる混乱を考慮に入れ、各国政府に対し、連帯への更なる貢献及び被災両国のための市民社会の継続的な動員の推進を要請する。
 - 2 . 現在ハイチ政府に対して行われている災害援助に続き、必要とされる間、国の長期的な復興及び自国民に対してより良い生活条件を提供することができる自立的な国の構築のための援助が行われる必要があることを再確認する。
 - 3 . 各国政府に対し、地震発生後の再建及び復興計画において災害リスク評価を不可分なものとするため、緊急的かつ構造的な対策を講じるよう要求するほか、将来の地震から国民を保護するための計画を要求する。
 - 4 . また、各国政府に対し、地震、洪水及び荒天への耐性向上を目的として、学校や病院といったあらゆる重要な公共施設の評価を行うことに加え、災害リスクの軽減を、貧困削減並びに M D G s 及び今後の長期的社会厚生 の達成を目標としたあらゆる計画及び活動に組み込むことを強く要求する。
 - 5 . 各国政府に対し、人身取引を含む虐待に対して女性及び子供を著しく脆弱にする災害後の状況において、女性及び子供の保護に細心の注意を払うよう強く要求する。

- 6 . また、各国政府に対し、国際的な救援、再建及び復興活動に関し、政府間の、また、人道支援機関との更なる調整を行うほか、国民の意識向上、教育及び訓練を通じて、気候変動の影響及び災害リスク軽減に関する国民の理解及びそれらへの対応能力を向上させるために具体的な行動をとるよう強く要求する。
- 7 . また、すべての議会に対して、地質学上及び気候関連の災害に対して脆弱な人々の最良の利益を保護するため、災害リスク軽減と気候変動への適応の間の、そして、災害リスク軽減、貧困削減及び社会経済的な開発の間の相乗効果を確保するための国の法的枠組みを構築するのに必要となる強い政治的意思の育成及び予算の配分に取り組むよう強く要求する。